

9 犯罪被害者等の人権

【人権施策基本方針における目指す姿】

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



【現状と課題】

- 殺人、強盗、窃盗等の刑法犯認知件数は、令和2（2020）年は1,814件と17年連続で減少（平成15年9,302件、△7,488件）し、交通事故の発生件数も令和2（2020）年は628件と16年連続で減少（平成16年3,048件、△2,420件）と、件数は減少傾向にあるものの、依然として県民が被害に遭う事件、事故は多く発生しています。
- こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、犯罪被害者等に対する社会の理解は十分とは言えず、犯罪被害者等は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、見ず知らずの人からのSNSの書き込み、さらにプライバシーや私生活の侵害など、被害後に生じる副次的な被害（二次的被害）にも苦しめられることがあります。
- とっとり被害者支援センターが平成20（2008）年6月に設立されてから13年経過しましたが、最近の相談件数をみると、平成29（2017）年は131件、平成30（2018）年は104件、令和元（2019）年は100件、令和2（2020）年は82件ですが、全体としては減少傾向にあり、その存在が広く県民に浸透していないように思われます。
- 犯罪被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには犯罪被害者等支援の気運の醸成が不可欠であることから、広く県民に対し、地域における犯罪被害者等支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。
- さらに、とっとり被害者支援センターは、犯罪被害者等を民間の視点で物心にわたり支える重要な役割を担っており、センターの認知度を高めるとともに、相談体制や支援内容を充実させるなど、より犯罪被害者等に寄り添った支援を提供できるよう、センターの組織・財政基盤の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携した支援体制を整備することが必要です。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では犯罪被害者等にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機

会の充実を図る等、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識を醸成する取組を通じて、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした県警察、とっとり被害者支援センターとの連携による街頭での広報活動、犯罪被害者等を講師に招いての「命の大切さを学ぶ教室」をはじめとする各種講演会等の開催により、犯罪被害者等の置かれた現状及び社会的支援の必要性への理解を促すとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う同センターの認知度アップを目指し、その支援活動や市民の犯罪被害者等への理解・支援が犯罪被害者等の平穏な生活の復帰につながることを広く県民に周知します。

県が県内高等教育機関と連携して実施する公開講座の中で、犯罪被害者等支援に関する講義を実施するなど、犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解の促進に努めます。

（２）相談・支援の充実

県では、総合的対応窓口として、相談に来られた犯罪被害者等の話を傾聴し、犯罪被害者等の実情に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設への斡旋を行います。

県警察では、県民から寄せられる相談に円滑に対応することができるよう、警察本部に警察総合相談の窓口、各警察署に警察安全相談の窓口を設置し、相談業務に専任の警察職員等を配置しており、引き続き事件・事故等の相談対応の充実を図ります。

また、犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、刑事手続の過程においても大きな負担を負うこともあります。

このため、病院等への付き添いや犯罪被害者等周辺のパトロール強化をはじめ、精神科医や臨床心理士によるカウンセリング、医療費等の公費による負担、捜査状況や手続に関する情報提供などにより、犯罪被害者等を支援していきます。

とっとり被害者支援センターでは、引き続き様々な内容の相談にボランティア支援員が電話・面接による対応、また、警察・病院・公判等への付き添いなど被害者に寄り添った直接的な支援も行っています。

県、県警察では、このボランティア支援員の養成にあたり、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行います。